

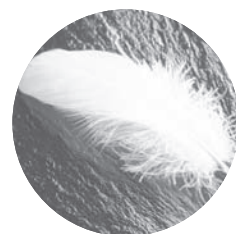
災害福祉マップを
作成し、
要援護者の安全と
安心を守ろう！

第2次 民生委員・児童委員発

“災害時一人も見逃さない運動”

handbook

ハンドブック



はじめに

全民児連では、民生委員制度創設90周年記念事業として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」に取り組みましたが、平成18年4月から平成19年9月の間、全国の多くの法定単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協において、自然災害に備えた取り組みが展開されました。

平成19年3月の時点で「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動推進状況調査」を実施したところ、法定単位民児協においては、回答のあったうちの約6割の民児協で実施し、実施準備段階等の状況にある民児協を含めると72.4%の民児協で実施した、もしくは実施に準じる状況にありました。

運動期間中の平成19年3月「石川県能登半島地震」、7月「新潟県中越沖地震」では、民生委員・児童委員が、日常の相談・支援活動のなかで整備してきた「要援護者台帳」「災害福祉マップ」を活用し、被災地のひとり暮らし高齢者等の安否確認を迅速にすすめたことが、新聞等において全国的に紹介され、社会的にも高い評価を得ました。

また、厚生労働省は、民生委員・児童委員による自然災害対応の取り組みを踏まえ、個人情報保護に関して、災害時を想定し、民生委員・児童委員等福祉関係者と「日ごろから要援護者情報の共有化をすすめる」ことを促した、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」と題する6課長通知を平成19年8月10日付けで、各都道府県・指定都市・中核市に発出しました。

「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、このような全国的な広がりを見せ、90周年の記念事業としてふさわしい成果を上げております。

全民児連では、要援護者台帳の整備や災害福祉マップを作成することにより、日頃の民生委員・児童委員活動の充実にもつながる本運動を、今後とも積極的に推進していくことが大切であると考え、「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を展開することとしました。

この第2次の運動では、全国の民児協で、要援護者台帳を整備し、それに基づいた災害福祉マップを作成することを目指しています。本書はそうした活動に資することを目的に、各地の実践事例を取りまとめ、紹介したものです。皆様の民児協における取り組みにご活用いただき、地域住民の安全と安心に貢献しましょう。

平成20年3月

全国民生委員児童委員連合会

会長 天野 隆 玄

[第2次] 民生委員・児童委員発
災害時一人も見逃さない運動

実施要綱 2

**要援護者台帳の整備と
災害福祉マップの作成ガイド** 5

**各地における要援護者台帳の整備と
災害福祉マップの作成の実践事例** 13

(1) 要援護者台帳整備事例

福井県	鯖江市	緊急時に備える要援護者台帳整備事業	14
岡山県	早島町	緊急連絡カードの作成 ～防災部局との連携～	17
仙台市	太白区長町・長町南地区	災害時の安否確認体制の構築	20
名古屋市	中区	学区における災害対策名簿の整備	22

(2) 災害福祉マップ作成事例

岩手県	盛岡市	防災福祉マップ活用による支援体制の構築	26
福島県	浪江町	災害時安否確認票及び住居確認マップの作成	29
埼玉県	川島町	要援護者マップの作成	32
富山県	砺波市庄東地区	「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の推進	35
岐阜県	八百津町	要支援台帳及び防災マップの作成	39
宮崎県	宮崎市高岡町	災害発生時に速やかに救援活動を進めるボランティア	42
さいたま市	桜区	災害時安否確認台帳作成	45

参考資料

「民生委員児童委員による災害時要援護者の安否確認等の円滑な実施について」	50
「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」	52
「市町村地域福祉計画の策定について」	61

災害時一人も見逃さない運動

実施要綱

1. 趣旨

本会が、民生委員制度創設90周年記念事業として、全国22万余の民生委員・児童委員に取り組みを呼びかけた、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、着実に実績を積み重ね、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献したことがマスコミなどで報道され、広く国民の間で民生委員・児童委員の自然災害への取り組みが理解された。

また、この運動の結果、災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員と連携して取り組むことを市町村に求めた、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付厚生労働省6課長通知）が発出され、関係機関・団体においても、民生委員・児童委員ならではのきめ細やかな地域住民支援活動の重要性が認識されるに至った。

については、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を継続し、今後も安全で安心なまちづくりに取り組み、より一層、民生委員・児童委員とその活動を理解していただくことをめざす。

2. 主唱

全国民生委員児童委員連合会

3. 取り組み内容

(1) 単位民児協における取り組み内容

● 民生委員・児童委員としての取り組み

- ①災害発生時、民生委員・児童委員自身及び家族の安全が確保できるよう備える。
- ②民生委員・児童委員自身の家庭で防災グッズを整備し、災害に備える。
- ③緊急時の連絡方法を確認する。（電話、携帯電話、メール）

※民児協会長や行政に電話、携帯電話、メール等複数の連絡方法を伝えておくとともに、万が一委員と連絡が取れない場合でも、家族等を通じて用件・情報が届くようにしておく。

④地域の要援護者台帳を整備し、要援護者の状況やニーズを把握する。

※要援護者台帳は個人情報を含むため適切に管理を行なう。

- ・ 要介護者
- ・ 障害者
- ・ 妊産婦及び乳幼児
- ・ 子育て家庭
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者 等

● 単位民児協組織としての取り組み

①民生委員・児童委員、主任児童委員間の緊急時連絡網を整備し、その連絡網を使った情報伝達訓練を実施する。

②自然災害について学習する。

③各民生委員・児童委員が整備した要援護者台帳を元に、要援護者の状況に応じて色分けした災害福祉マップを作成し、要援護者の所在地や避難場所などを把握する。

※要援護者台帳及び災害福祉マップは個人情報を含むため適切に管理を行なう。

④要援護者台帳及び災害福祉マップの更新作業を定期的に行なう。

⑤関係機関・団体の連絡先を把握し、災害発生時速やかに連絡できるよう備える。

- ・ 行政（防災部局、民生委員・児童委員担当部局）
- ・ 消防署
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 町内会・自治会
- ・ 消防団・自主防災組織 等

⑥関係機関・団体と情報交換を行なう。

⑦行政などが行なう防災避難訓練に参画・協力する。

(2) 市町村民児協及び都道府県・指定都市民児協における取り組み内容

市町村民児協は単位民児協について、都道府県・指定都市民児協は町村民児協及び単位民児協について、それぞれ次の各項目について取り組みます。

①民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。

②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。

③民児協や民生委員・児童委員に対して、研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、本運動の取り組みを支援する。

(3) 全国民生委員児童委員連合会における取り組み内容

全民児連は、本運動を地域福祉推進部会が所管し、次の各項目について取り組みます。

- ①都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。
- ②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。
- ③研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協における本運動の取り組みを支援する。

4. 実施期間

平成19年10月1日～平成22年11月末日

5. 連絡先

最寄りの都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会

または

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会** 民生部

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

z-minsei@shakyo.or.jp

要援護者台帳の整備と 災害福祉マップの

作成 ガイド

民生委員・児童委員の 自然災害対応活動の考え方

地域の一人暮らし高齢者や障害がある方、あるいは乳幼児がいる子育て家庭などは、自然災害が発生した時、自力で避難することが困難であったり、避難先でも体調を崩さないよう十分注意する必要があるが、それぞれに応じた支援が必要である可能性が高い方たちです。

こうした方々が住んでいる場所や健康状況などが、あらかじめ把握できていれば、行政や社会福祉協議会など実際に災害が発生した時に対応する関係機関・団体は、迅速に安否確認を行ない、それぞれの人に応じた避難支援を行なうことができます。

一方で、民生委員・児童委員は、日頃の見守り支援等の活動を通じて、このような災害時要援護者を把握しています。

民生委員・児童委員が把握している災害時要援護者の情報を台帳として整備し、さらに住んでいる場所などを描き込んだ災害福祉マップ（地図）として作成し、それらを、災害が発生した時に責任を持って救援等の活動を行なう行政や、その他の関係機関・団体と共有することにより、民生委員・児童委員は、自然災害における地域住民の安全と安心の確保に大きく貢献することができます。

「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、前述のように、日頃の見守り等の活動から得られる情報を基に、災害時要援護者台帳を整備し、災害福祉マップを作成し、さらにこれらの情報を関係機関・団体と共有し、自然災害発生時、迅速に安否確認等の支援活動ができるように備えることを柱としています。

実施要綱や次の手順を参考に各法定単位民児協でお取り組みを進めてください。

なお、本運動は、行政が行なう自然災害対応活動等と密接に関係していることから、それぞれの地域の行政や、社会福祉協議会、ボランティアセンター、消防団、自主防災組織などと連携することを基本とし、地域住民の一員である民生委員・児童委員の立場や性格に即した位置付けや役割を担うことに留意しながら、取り組みを進めてください。

(1) 担当地区の要援護者台帳を整備する

- 1 各民生委員・児童委員はそれぞれが担当する地区の中の要援護者に関する情報を基に、要援護者台帳を整備します。

要援護者とは、自然災害発生時に、何らかのハンディキャップを有するため、危険を察知できない、察知することが難しい、察知しても適切に判断できない、あるいは自力で避難することができない、または困難であることなどにより、行政や社会福祉協議会、ボランティア、消防団、自主防災組織など、地域の他の住民による支援が必要な方々です。

本運動実施要綱では、要援護者を次のように表現しています。

- 要介護者
- 障害者
- 妊産婦及び乳幼児
- 子育て家庭
- ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者 等

また、次のような方たちも災害時要援護者として捉えられます。

- 寝たきりの高齢者
- 認知症の高齢者
- 常時特別な医療を必要とする難病患者
- 児童
- 意思疎通が困難な外国人 等

日頃の民生委員・児童委員活動を通じて把握している、あなたの担当地区内のこうした要援護者を、台帳に整備しましょう。

なお、地域によっては、行政から民生委員・児童委員に対して、行政としてこうした台帳を整備するために、調査協力依頼などがある場合もあります。積極的に連携・協働して取り組みましょう。

2 要援護者台帳には、要援護者の氏名・住所のほか、家族などの緊急時の連絡先、最寄りの避難先、災害発生時に必要とする支援内容などを記載します。

それでは、要援護者台帳にはどんなことを記載すれば良いのでしょうか。

全国各地の先行事例の項目を参考にして列記すると概ね次の項目が挙げられます。項目が多すぎると煩雑になります。地域の状況に応じて、必要な項目を検討し、台帳に記載すべき項目を決めましょう。

必須と考えられる項目に「★」を付けました。

★ ● 氏名

★ ● 住所

● 地区名

★ ● 生年月日

● 年齢

★ ● 性別

● 血液型

★ ● 連絡先（電話、携帯電話、Fax、電子メール）

● 同居家族（氏名、年齢、性別、続柄、携帯電話）

★ ● 親戚等緊急時の連絡先（氏名、続柄、電話、携帯電話）

● かかりつけ医とその連絡先（氏名、住所、電話、携帯電話）

● 住んでいる近隣の支援者とその連絡先

（氏名、住所、電話、携帯電話）

● 心身の状況（持病、服薬の有無、必要な補装具等）

● 保健福祉サービスの利用状況

● 要介護度 等

★ ● 災害発生時避難などの際に必要な支援

● 必要な保健・医療・福祉サービス

● 避難所での留意事項

● 町内会・自治会の加入の有無

● 担当民生委員・児童委員名

3 要援護者台帳は個人情報を含むため、適切に管理するとともに、災害に対応するため、担当民生委員・児童委員の他に、関係機関・団体と共有することを本人に説明し、承諾してもらいます。

民生委員・児童委員が作成する要援護者台帳は、行政や社会福祉協議会、ボランティアセンター、消防署、町内会・自治会、消防団・自主防災組織等の関係機関・団体と共有されることにより、災害が発生した時、より一層有効に活用されることになります。

関係機関・団体と共有するためには、個人情報が記載されている要援護者台帳を整備する際に、その情報が、担当民生委員・児童委員の他に、災害支援に関わる他の関係機関・団体とも共有されるということをきちんと説明し、本人の了承をいただくということが重要です。

要援護者台帳の記入様式に、情報共有に関する同意欄を設け、署名していただくなどの工夫し、個人情報の保護に配慮した活動を行ないましょう。

例

(あて先)

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、私が届け出た個人情報が地域の民生委員・児童委員、地域支援者の方（自治会・町内会、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署）、市（町・村）の関係部署に提供されることを承諾します。

署名・捺印

台帳の管理保管も大切です。台帳は必要なとき以外は持ち歩かない。保管場所は鍵のかかる場所にするなどの対応を行なうことが必要です。

地域住民との信頼関係を築き、維持していくためには、適切に個人情報を保護・管理することが不可欠です。

(2) 法定単位民児協として災害福祉マップを作成する

- 1 各民生委員・児童委員が整備した要援護者台帳を基に、要援護者の居住地を記載した災害福祉マップを作成します。
必要に応じて近隣の避難場所や防災倉庫の場所など、災害発生時に役立つ地域の資源なども記載すると便利です。

要援護者台帳を整備したら、要援護者台帳に記載された方々がどこに住んでいるのかを描き込んだ災害福祉マップ（地図）を作成しましょう。

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者だけの世帯、障害のある方の世帯、乳幼児がいる世帯など、要援護者の状況に応じて色分けをして描き込むと見やすいでしょう。

水害などの場合は、災害発生後、まちの様子が激変し、地図と実際のまちを見比べてもなかなか場所が分からないなどの状況が発生することもあります。そうした場合に備えて、ランドマーク（視覚的に目立つ、それぞれの地域の目印）なども一緒に描き入れると良いでしょう。

要援護者の住んでいる場所の他に、避難場所や防災倉庫など、災害発生時役立つモノや場所、あるいは崖や河川などの危険個所を描き込むことも有効でしょう。

実際に災害が発生し、心理的に余裕の無い状況になったときのために、あらかじめ、民生委員・児童委員自身の避難経路や、安否確認の経路などを描き込んでおく良いでしょう。

2

作成した災害福祉マップを共有します。

共有する相手は、法定単位民児協が、災害が発生したときに連携・協働して地域住民の安全確保の支援を行なう自治会・町内会や社会福祉協議会、あるいは行政や消防などの関係機関・団体です。

これまで述べてきたように、危険を伴う救援活動などは、行政、消防、警察その他の専門職が行なうことになりますので、いざというときに、民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会が把握した要援護者に関する情報をこうした関係機関・団体と共有することが必要になってきます。

整備した要援護者台帳や災害福祉マップを、民生委員児童委員協議会として、実際に災害が発生したときに救援活動を行なう関係機関・団体と共有しましょう。

どのような機関・団体と共有を進めればよいのでしょうか。

本運動実施要綱では、連携・協働する関係機関・団体を次のように列記しています。これらの関係機関・団体との共有を進めましょう。

- 行政（防災部局、民生委員・児童委員担当部局）
- 消防署
- 社会福祉協議会
- 町内会・自治会
- 消防団・自主防災組織 等

上記のほか、実際に災害が発生した時には、社会福祉協議会などのボランティアセンターは、災害ボランティアを募り、ボランティアと地域住民とのコーディネート役として調整等を行ないます。

最近では、災害対応をミッションとするNPOも被災地で活躍しています。

こうした、地域における災害の専門職との連携・協働、そして情報共有を進めましょう。

なお、共有する相手機関・団体とは、誓約書等を取り交わすなど、地域住民の個人情報保護のための措置を講じることが必要です。

3 いざという時に常に有効であるよう、災害福祉マップ及び要援護者台帳は、年1回など定期的に更新します。

要援護者台帳やそれを基にして作成した災害福祉マップは、1度作成したら終わりではなく、いつ襲ってくるかわからない災害に備えて、可能な限り常に最新の状態を保っておくよう、定期的に更新作業を行ないましょう。

定期的な更新作業を行なうことにより、要援護者台帳や災害福祉マップが最新の状態に保たれ、災害対応に有効であることに加えて、要援護者宅を訪問する機会となり、その要援護者の状況・状態の変化などを把握することができます。

また、定期的に会うことにより、信頼関係も増してくるでしょう。

災害に備える本運動を、災害のみならず、日頃の民生委員・児童委員活動の充実・強化にもつなげていきましょう。

地域の状況に合わせた取り組みを、民児協組織として展開しましょう

自然災害への備えは、行政が責任を持って対応し、地域住民が協力しあって取り組むものであり、民生委員・児童委員だけですべてを実施できるものではありませんし、すべての責任を負うことができるものではありません。

地域によって、行政が要援護者台帳の整備や災害福祉マップの作成に取り組んでいる場合や社会福祉協議会、ボランティアセンター、町内会・自治会、消防団、自主防災組織などが取り組んでいる場合もあるでしょうし、逆に行政その他で災害対応の取り組みが進められていない場合もあるでしょう。地域より災害に対する取り組みは様々ですが、本運動に取り組むときには、地域の状況に応じて、関係機関・団体と連携・協働しながら取り組みを進めましょう。

取り組みが進んでいない地域では、民生委員・児童委員が行政に取り組みを強く促すことが必要な場合もあることでしょう。

自然災害の発生が非常に少なく、災害対応の取り組みの必要性が高くない地域もあるかもしれませんが、本運動は、活動を通じて、地域住民はもとより、関係機関・団体にも民生委員・児童委員とその活動を知っていただくということもその目的としておりますので、災害の少ない地域においても、ぜひ、お取り組みをお進めください。